

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		土壌汚染状況調査命令（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）
根拠条例・規則名		土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
条 項		第3条第4項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成30年5月8日最終改正
備 考		